

北海道教育大学学生の懲戒等の決定に当たり、特に留意すべき事項 について

平成29年7月27日
学 長 裁 定

本学学生に対する懲戒のうち特に重い懲戒となる「無期の停学」及び「退学」の決定並びに停学処分を受けた学生に対する「停学処分の解除」の決定に当たっては、当該学生にとって著しい不利益となることがないように、「北海道教育大学学生の懲戒に関する基準」(平成23年2月28日制定)に定める目安のほか、以下の事項に特に留意の上、懲戒等を決定するものとする。

1. 「無期の停学」について

学生の行為が以下の①～④に全て該当し、かつ過去の処分事例を比較考量した上で、なお、「無期の停学」に相当すると認められるときは、原則として「無期の停学」を決定するものとする。ただし、学生に情状酌量の余地が認められる場合など特別の事情があるときはこの限りではない。

- ① 法令（刑法等）又は本学の規則に違反する行為のうち悪質なもの
- ② 本学の信用を失墜させる行為であると判断されるもの
- ③ 当該学生が引き続き在学することにより、本学の教育に及ぼす悪影響があるものの、一定期間登校を停止させた上で、当該学生に反省と改善を期待し、改悟の情が顕著になったときには、学業継続の機会を与えることが適当と判断されるもの
- ④ 有期の停学（6月以内の停学）では、当該学生の反省の程度及び改善の見込みを考慮しても、当該学生に対する懲戒としては十分でないとは判断されるもの

2. 「退学」について

学生の行為が以下の①～④に全て該当し、かつ過去の処分事例を比較考量した上で、なお、「退学」に相当すると認められるときは、原則として「退学」を決定するものとする。ただし、学生に情状酌量の余地が認められる場合など特別の事情があるときはこの限りではない。

- ① 法令（刑法等）又は本学の規則に違反する行為のうち悪質かつ重大な犯罪行為等であるもの
- ② 本学の信用を著しく失墜させる行為であると判断されるもの
- ③ 当該学生が引き続き在学することにより、本学の教育に及ぼす悪影響が甚大であると判断されるもの
- ④ 当該学生の反省の程度及び改善の見込みを考慮しても、本学の使命、社会的責任その他社会の価値観に照らし、当該学生の学籍を維持しがたいと判断されるもの

3. 「無期の停学処分の解除」について

無期の停学処分について、以下の①～③に全て該当すると認められるときは、「停学処分の解除」が適当であると決定するものとする。（ただし、北海道教育大学学生の懲戒に関する基準第5条第2項の規定により、無期の停学処分については、停学処分の日から起算して6月以内は解除することができない。）

- ① 停学処分期間中、当該学生は、各キャンパス等における指導に従い、与えられた課題等に対して誠心誠意取り組んでいると認められるもの
- ② 各キャンパス等における当該学生に対する定期的な面談及び指導の結果、当該学生が自らの行為を反省し、今後、学生としての本分に則った行動をとることが見込まれ、学業継続の機会を与えることが適当と判断されるもの
- ③ 当該学生が学業に復帰しても、本学の教育及び被害学生等に対して悪影響を及ぼさないと判断されるもの